

高齢受給者（70歳以上）の高額療養費制度等が見直されます。

高齢受給者（70歳以上）の高額療養費制度が見直されることになりましたので、その内容について、次のとおりお知らせします。

第1 改正の趣旨

今回の改正は、医療保険制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平や、負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮（据え置き）した上で、70歳以上の方の高額療養費の算定基準額等を見直すものです。

第2 改正の内容

1 第一段階（平成29年8月1日施行分）

70歳以上の方の高額療養費の算定基準額の見直し

ア 現役並み所得者（標準報酬月額28万円以上）

外来療養に係る算定基準額について、現行の44,400円から57,600円に引き上げる。

| 所得要件 | 算定基準額 |
|--------------|--|
| 標準報酬月額28万円以上 | 80,100円＋（医療費－267,000円）×1% <多数該当44,400円> (据え置き) |

イ 一般所得者（標準報酬月額26万円以下）

外来療養に係る算定基準額について、現行の12,000円から14,000円に引き上げるとともに、新たに、自己負担額の年間（前年8月1日から当年7月31日までの間）の合計額に対して144,000円の算定基準額を設ける。

入院療養に係る算定基準額について、現行の44,400円から57,600円に引き上げるとともに、新たに、多数該当44,400円の算定基準額を設ける。

2 第二段階（平成30年8月1日施行分）

① 70歳以上の方の高額療養費の算定基準額の見直し

ア 現役並み所得者（標準報酬月額28万円以上）

外来療養に係る高額療養費の算定基準額を廃止した上で、次のとおり、所得区分を細分化し、各区分の算定基準額を設定する。

<現行>

| 所得要件 | 算定基準額 |
|----------------|--|
| 標準報酬月額 28 万円以上 | 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% <多数該当 44,400 円> |

<見直し後>

| 所得要件 | 算定基準額 |
|------------------------------------|--|
| 標準報酬月額 83 万円以上 【所得区分 現役並みⅢ】 | 252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% <多数該当 140,100 円> |
| 標準報酬月額 53 万円～79 万円 【所得区分 現役並みⅡ】 | 167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% <多数該当 93,000 円> |
| 標準報酬月額 28 万円～50 万円 【所得区分 現役並みⅠ】 | 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% <多数該当 44,400 円> |

イ 一般所得者（標準報酬月額 26 万円以下）

外来療養に係る算定基準額を、14,000 円から 18,000 円に引き上げる。

② 高額介護合算療養費の算定基準の見直し

①の見直しに伴い、70 歳以上の方がいる世帯の介護合算算定基準額については、改正後の高額療養費の所得区分の算定基準額を参照し、次のとおりとすること。ただし、一般所得者の介護合算算定基準額については据え置くこととすること。

なお、見直し後の介護合算算定基準額については、平成 30 年 8 月 1 日から平成 31 年 7 月 31 日までの間の療養費分から適用すること。

<現行>

| 所得要件 | 算定基準額 |
|-------------------------|-------|
| 現役並み所得者（標準報酬月額 28 万円以上） | 67 万円 |
| 一般所得者（標準報酬月額 26 万円以下等） | 56 万円 |

<見直し後>

| 所得要件 | 算定基準額 |
|------------------------|-------------|
| 標準報酬月額 83 万円以上 | 212 万円 |
| 標準報酬月額 53 万円以上 | 141 万円 |
| 標準報酬月額 28 万円以上 | 67 万円（据え置き） |
| 一般所得者（標準報酬月額 26 万円以下等） | 56 万円（据え置き） |

第 3 必要となる事務手続

平成 30 年 8 月 1 日から、現行の現役並み所得区分が細分化されることに伴い（第 2 の 2 の①のア）、現役並み所得区分Ⅰ・Ⅱとなる被保険者は、当該区分の限度額において現物給付を受けるためには、医療機関の窓口にて、健康保険被保険者証・高齢受給者証に併せて限度額適用認定証を提示する必要があります。なお、限度額適用認定証の提示がない場合は、現物化される高額療養費は、一律、現役並みⅢの区分に応じて計算されることとなります。

現役並み所得区分Ⅲに該当する被保険者については、限度額適用認定証の発行を受けずに、健康保険被保険者証・高齢受給者証を提示し、現物給付を受けることができます。

現役並み所得区分Ⅰ・Ⅱに該当することとなる被保険者に対し、平成 30 年 7 月下旬に、限度額適用認定証の申請の手続について、お知らせする予定です。